

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月12日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
愛知県名古屋市中区栄一丁目2番46号
中京海運株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
中京海運株式会社一州町 保税蔵置場
愛知県名古屋市港区一州町83番
愛知県名古屋市港区一州町83番地先
愛知県名古屋市港区一州町87番
愛知県名古屋市港区一州町83番地
- 更新した期間
自 令和8年4月1日
至 令和14年3月31日